

資料

EUにおける決算書監査制度改革とドイツへの導入

— 監査人の選任および交代に関する諸規定について —

瀧 博*

要旨

EUにおいては、2008年に始まる金融危機を受けて、数多くの資本市場改革が行われた。決算書監査においても、従来の決算書監査指令の改正にとどまらず、新しい規定が加盟国の法律に優先して適用される規則 (Verordnung, Regulation) として制定された。後者においては、なかでも外部ローテーション制度の採用が世界の耳目を集め、わが国でも2015年の大手電気機器メーカーの不適切会計事件以降、監査制度改革として取り入れるべきかどうか議論されてきている。

しかしながら、EUにおける決算書監査制度改革は、監査事務所の外部ローテーション制度も重要ではあるが、その選任手続などについても、強制的な入札手続、監査委員会による勧告など、相当の厳格化が見られる。そこで本稿では、このようなEUにおける決算書監査制度改革において、監査事務所の強制ローテーションだけでなく、決算書監査人の選任プロセスも含めて、EUの改革の内容を検討している。また、外部ローテーション制度における加盟国選択権が、例えばドイツにおいてどのように選択されているかについても検討する。

なお、外部ローテーション制度が数々の批判にさらされつつ、それでも導入されてきた経緯については、EUの政策当局の意図も含め、別稿で考察することとする。また、EUの政策当局が、外部ローテーションの制度と他の制度とをどのように組み合わせて政策効果を狙っているかについても、別稿で検討する。

キーワード

決算書監査 (財務諸表監査)、決算書監査指令、決算書監査規則、監査事務所の強制ローテーション

* 立命館大学経営学部 教授

目 次

はじめに

1. 決算書監査規則の制定
 - (1) EUにおける金融危機と監査規制
 - (2) 決算書監査指令および決算書監査規則のドイツ法への導入
2. 決算書監査制度の適用範囲
 - (1) EUにおける規定
 - (2) ドイツにおける PIEs
3. EU 法上の決算書監査人および監査事務所の選任
 - (1) 2014 年決算書監査指令改正および決算書監査規則制定前の選任規定
 - (2) 2014 年決算書監査指令改正および決算書監査規則における選任規定
4. 決算書監査人および監査事務所の外部ローテーション
 - (1) 決算書監査規則における規定
 - (2) 外部ローテーション制度の経過規定
5. ドイツにおける決算書監査人等の選任とローテーション
 - (1) ドイツにおける PIEs の決算書監査人等の選任と外部ローテーション制度
 - (2) 外部ローテーション制度の経過規定

おわりに

は じ め に

2014 年 5 月、EU において、決算書監査指令 (Statutory Audit Directive) の改正案および決算書監査規則 (Statutory Audit Regulation) の制定案が可決された。両法は決算書監査制度に多くの改革をもたらしたが、なかでも外部ローテーションは、各方面から相当の批判を浴びたにもかかわらず、当初の委員会案を緩和したものの、導入されることとなった。

折しも、わが国では、2015 年に発覚した大手電機メーカーの巨額の不正な会計事案を契機に、金融庁に会計監査の在り方に関する懇談会が設けられ、提言が公表された。その中では監査法人のローテーション制度についての調査の実施が施策として取り上げられており、その後、『監査法人のローテーション制度に関する調査報告 (第一次報告)』として 2017 年 7 月に公表されている。

もっとも、この『第一次報告』でも述べられているように、監査法人のローテーション、すなわち外部ローテーションについては、まだ、EU においても導入されたばかりで、その是非について判断できるほどの実態に関する知識は積み上げられていない。そうした実態が分かるようになるほどデータが集められるのは、残念ながらまだこれから何年も先のことであろう。

そこで、本稿では、数年後のそうした影響を考察するための基礎として、2014 年の EU における決算書監査に関する改革法の内容と、特定の国の法制度への組み込みの状況を確認する。なお、EU において外部ローテーション制度がどのような議論を経て成立したのかは、別稿で検討することとする。

1. 決算書監査規則の制定

(1) EUにおける金融危機と監査規制

欧州における近年の決算書監査制度改革は、2008年に始まる金融危機を契機としている。2008年9月、アメリカのリーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発した世界的な金融危機は、欧州に波及し、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペイン、イタリアなどの財政赤字による債務危機問題となった。これらのいわゆる金融危機は、EU域内における銀行等の金融機関の規制コーポレートガバナンス規制の弱点を露呈したものであり、混乱を収拾し資本市場の信頼を回復するため、大手金融機関への資本注入の他、数多くの資本市場規制が改正されることになった。

決算書監査制度も例外ではなかった。例えば今世紀初頭に発生したエンロン社事件やワールドコム社事件などのように特定の企業における不正な会計やそれに対する監査の失敗の事例があったわけではなかったが、困窮状態に陥った金融機関の財務諸表に対して外部監査人が「無限定適正意見」が付していたことに対して批判の目が向けられていた¹⁾。

図表 1. 決算書監査指令の改正および決算書監査規則の制定までの経緯

2010年10月13日	『グリーン・ペーパー』の公表、パブリック・コンサルテーションの開始。 また、同日、欧州委員会は、欧州連合機能条約第304条に基づき、『グリーンペーパー』に関して欧州経済社会委員会（以下、EESC）に協議を依頼。
12月08日	パブリック・コンサルテーションの募集期限。
2011年2月04日	パブリック・コンサルテーションに対するコメントの『サマリー』の公表。
6月11日	EESC、『グリーン・ペーパー』に関する意見書を可決。
11月30日	欧州委員会が、決算書監査指令の改正案および決算書監査規則の制定案ならびに『インパクト・アセスメント』を公表。
12月02日	欧州委員会が、欧州議会および欧州連合理事会へ両法案を送付。
2011年12月13日に欧州議会が、2012年1月26日に欧州連合理事会が、欧州連合機能条約第50条に基づき決算書監査指令の改正案につき、EESCと協議を開始。 2011年12月15日に欧州議会が、2012年1月26日に欧州連合理事会が、欧州連合機能条約第114条に基づき、決算書監査規則の制定案につき、EESCと協議を開始。	
2012年4月26日	EESCが、第480回総会において、両法案に関する意見書を可決。
2013年10月22日	欧州委員会、欧州議会および欧州連合理事会による三者対話交渉（Trilog-Verhaltung）が開始される。（2013年12月16日に合意形成）*
2014年4月3日	欧州議会、両法案を可決。
4月14日	欧州連合理事会、両法案を採択。
5月27日	官報に公示。
6月16日	改正決算書監査指令および決算書監査規則の施行
2016年6月17日	改正決算書監査指令および決算書監査規則の適用

※三者対話交渉については、内藤文雄「EU決算書監査制度改革提案に対するドイツの対応」『甲南経営研究』第55巻第1号、2014年6月、41-71頁を参照。

2010年10月13日、欧州委員会が『グリーンペーパー 監査政策：危機からの教訓』(EC 2010)を公表して、現行の監査制度に関する問題点を取り上げてパブリック・コンサルテーションを開始する。コメントの募集期限は12月8日であったが、2011年2月にそれらコメントに関する『サマリー』(EC 2011a)が公表された。総数700件近い回答があり、これは2008年2月のソルベンシーIIに関するパブリック・コンサルテーション以降、「域内市場及びサービス」分野では最高の回答数であったという。そして、2011年11月30日、『年度決算書及び連結決算書の決算書監査に関する指令2006/43/ECを改正する欧州議会及び欧州委員会の指令案』(EC 2011b)および『公共の利害のある事業体の決算書監査に関する特定の必要事項に関する欧州議会及び欧州委員会の規則案』(EC 2011c)、ならびに両法案の『インパクト・アセスメント』が公表された。これらの両法案は、決算書監査制度史上類を見ない改革(特に外部ローテーション制度)となったこともあり、数々の変更と調整が行われ、最終的に2014年4月14日、欧州議会および欧州連合理事会の両議長の調印が行われ成立した(図表1)。

(2) 決算書監査指令および決算書監査規則のドイツ法への導入

改正決算書監査指令および決算書監査規則のドイツ法への導入状況については、ドイツ経済監査士協会(Institute von der Wirtschaftsprüfer: IDW. 以下、IDWとする。)が図表2のようにまとめている。なお、表中、本稿で扱う部分に網掛けを施している。

図表2. 決算書監査規則のドイツ国内法化の状況

中心的な内容	詳細および加盟国選択権	条項	対応するドイツ国内規定
施行	2014年6月16日	第44条	2016年6月17日
適用	原則として2016年6月17日以降	第44条	2016年6月17日
適用範囲	PIEの監査およびPIE	規則第2条 関連：指令第2条第13号	商法典第264d条, 第317条第3a項; 第340k条第1項; 第341k条第1項
外部ローテーション	原則10年まで。 加盟国選択権：短縮と延長が認められている。	第17条および第41条	商法典第318条第1a項, 第1b号; 第340k条第1項; 第341k条第1項
内部ローテーション	原則7年まで。 加盟国選択権：短縮が認められている。	第17条第7項	第319a条第1項第4号(法改正により現在では削除されている)
非監査業務	非監査業務の禁止(通称“ブラックリスト”) 加盟国選択権：一定のブラックリスト業務の補足, 許可が認められている	第5条第1項 第5条第2項, 第3項	商法典第319条第3項, 第319a条第1項第2号, 第3号; 第319a条第1項第1号(法改正により現在では削除されている); 経済監査士および宣誓帳簿監査士の職業法第29条以下
	報酬の上限(70%キャップ制) 加盟国選択権：より厳格な要求事項が認められている。	第4条第2項 第4条第4項	商法典第319a条第1a項

決算書監査人の選任	選任手続（監査委員会の権限）	第 16 条	商法典第 318 条第 1 項
	加盟国選択権：他の選任システムまたは方式が認められている。	第 16 条第 1 項 関連：指令第 37 条第 2 項	
監査報告書	監査委員会へ提出する追加報告書	第 11 条	商法典第 321 条
透明性報告書	監査事務所のネットワーク、総報酬額、内部ローテーションへと報告内容を拡大	第 13 条	規定されていない（規則第 13 条があるため）
引継ぎ	新しい決算書監査人の情報	第 18 条	商法典第 320 条第 4 項； 経済監査士および宣誓帳簿監査士の職業法第 42 条第 3 項および第 4 項
不正の取り扱い	被監査企業における不正に対する決算書監査人の対応	第 7 条	商法典第 320 条第 4 項； 経済監査士および宣誓帳簿監査士の職業法第 42 条第 3 項および第 4 項
国際監査基準の適用	EU が受け入れた国際的な監査基準の適用	第 9 条	商法典第 317 条第 5 項
職業監督	監督当局およびその独立性に関する必要事項	第 20 条および 第 21 条	（経済監査士法第 57 条第 2 項第 4 文） 経済監査士法第 61a 条；66a 条第 4 項
	権限および任務の委譲	第 23 条および 第 24 条	経済監査士法第 62 条第 4 項 経済監査士法第 62a 条（ただし従前の通り）
	品質管理（とりわけ検査）	第 26 条	経済監査士法第 57a 条，第 62b 条

(Institute von der Wirtschaftsprüfer (2018), EU-Regulierung der Abschlussprüfung (IDW Positionpapier zu Inhalten und Zweifelsfragen der EU-Verordnung und der Abschlussprüferrichtlinie (Vierte Auflage mit Stand: 23.05.2018), S.8.f.)

2. 決算書監査制度の適用範囲

(1) EU における規定

決算書監査規則第 2 条は、本規則の適用範囲を、公共の利害のある事業体（Unternehmen von öffentlichem Interesse; Public-Interest Entities. 以下 PIEs とする）の監査を行う決算書監査人および監査事務所（第 2 条第 1 項第 a 号）および PIEs（同第 b 号）としている。PIEs は、2014 年改正の決算書監査指令において、次のように定められている。

- (a) 各加盟国における法律上、金融商品市場指令（2004/39/EG）第 4 条第 14 号の意味の規制市場において、その発行する譲渡可能証券の取引が認められている事業体
- (b) 欧州議会および欧州委員会による信用機関等に関する指令（2013/36/EU）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する信用機関（ただし、同指令第 2 条で適用されないとされているものを除く）
- (c) 保険企業会計指令 91/674/EEG 第 2 条第 1 項の意味の中での保険企業
- (d) 加盟国が公共の利害のある事業体として指定した事業体。例えば、事業の性質、

規模, または従業員の数から, 公共への重要な関連性がある事業体など。

(a) は, 上場企業を指す。金融商品市場指令第 4 条第 14 号は「規制市場 (geregelter Markt; regulated market)」を規定している。なお, 上記の定義にある金融商品市場指令は現在, 2014 年 5 月に欧州理事会で可決された第 2 次金融商品市場指令 (MiFID2) (2014/65/EU) に置き換えられ, MiFIR とともに, 広範な金融市場規制を構成しているが「規制市場」自体の定義は変わっていない。「規制市場」は, ロンドン証券取引所や NYSE ユーロネクスト等の証券取引所であり, ここで譲渡可能証券として取引が認められる事業体は, いわゆる上場会社である。

(b) にいう信用機関について, 「信用機関の活動への参入ならびに信用機関および投資事務所のパルーデンス監督に関する指令 2013/36/EU」の第 3 条第 1 項第 1 号は, 「信用機関とは, 規則 (EU) Nr 575/2013 の第 4 条第 1 項第 1 号において定義されている信用機関を意味するものとする」としており, かかる規則 Nr 575/2013 は「信用機関とは, 預金およびその他の払戻資金の受け入れならびに自己の勘定において信用を与えることを業とする企業をいう」としているので, わが国でいう銀行に相当する。また, 上記の指令 2013/36/EU 第 1 条は, 指令の適用を除外するものとして, 投資事務所 (第 1 号), 中央銀行 (第 2 号), 郵便振替機関 (第 3 号) の他, 各加盟国の一定の金融機関を個別に指定している。ドイツについては, 第 6 号で, 政府系の金融機関である復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau) を適用除外対象としている。

(c) の保険企業 (Versicherungsunternehmen) は, 保険企業の年度決算書および連結決算書に関する指令 (保険企業会計指令) (91/674/EWG) 第 2 条が, 「資本の移動に関する銀行および保険業務の自由化を定めた欧州連合機能条約第 58 条第 2 文の意味での会社または事務所」としており, 具体的には, 損害保険に関する指令 (73/239/EWG) 第 1 条の意味での損害保険事業を営む会社 (ただし同指令が定める一定の共済組合は除く) は, 生命保険に関する指令 (79/267/EWG) 第 1 条の意味での生命保険事業を営む会社 (ただし, 同指令が定める一定の共済組合等は除く), また, 再保険事業を営む会社をいう。

なお, (b) および (c) については, 2014 年改正の前の決算書監査指令は, 「加盟国は, 金融商品市場指令 (2004/39/EG) 第 4 条第 14 号の意味の規制市場において取引が認められている譲渡可能証券を発行していない事業体, およびその決算書監査人または決算書監査事務所について, この章の定める 1 つ以上の要求事項の適用を免除することができる」(第 39 条) とされていた。すなわち, (b) と (c) については, 非上場であれば, 決算書監査指令の適用を免除する裁量を加盟国に与えていた。しかしながら, 2014 年改正の決算書監査指令では, この規定は削除され, 非上場の信用機関や保険会社についても, この決算書監査指令ならびに新たに制定された決算書監査規則が適用されることとなった。

(2) ドイツにおける PIEs

ドイツ商法典では、上記の旧指令第 39 条による免除規定がなくなったこととともない、非上場の信用機関および同保険企業が、決算書監査指令および決算書監査規則の対象となるため、図表 3 のように改正された。

図表 3. PIE に関する商法典 (HGB) の改正

改正前	改正後
<p>第 319a 条 (公共の利害のある事業体における特別の除外事由)</p> <p>(1) ①経済監査士は、第 319 条第 2 項および第 3 項にいう除外事由のほか、つぎの各号のいずれかに該当するときは、第 264d 条の意味における資本市場を指向する企業の決算書監査から除外される。</p>	<p>第 319a 条 (公共の利害のある事業体における特別の除外事由)</p> <p>(1) ①経済監査士は、第 319 条第 2 項および第 3 項に掲げられた理由以外に、つぎの各号のいずれかに該当するときは、<u>第 264d 条の意味における資本市場を指向する企業、信用制度法第 1 条第 3d 項第 1 文の意味における CRR 信用機関 (ただし同法第 2 条第 1 項第 1 号および第 2 号で挙げられているものは除く)、規則 91/674/EWG (EEC) の第 2 条第 1 項の意味での保険企業の決算書監査から除外される。</u></p>

信用制度法 (Kreditwesengesetz: KWG) は、信用機関および投資事務所のプルーデンスシャル監督に関する規則 (EU) No 575/2013 をドイツ国内に内国法化している。すなわち、第 1 条第 3d 項第 1 文は、同規則第 4 条第 1 項第 1 号の意味での信用機関としており、上記の決算書監査に関する新指令の PIEs の要件 (b) である。また、ドイツ連邦銀行および欧州連合加盟国における他の同様の機関、ならびに欧州中央銀行制度制度 (Europäisches System der Zentralbanken, ESZB; European Central Bank system, ECB) への参加国といった中央銀行 (KWG 第 2 条第 1 号)、ドイツ復興金融公庫 (同第 2 号) がその適用から除外されるが、これも上記の決算書監査に関する新指令の PIEs の要件 (b) を忠実に反映している。なお、ドイツ商法典においては、PIE として、加盟国の任意の要件 (d) を定めていない。

3. EU 法上の決算書監査人および監査事務所の選任

(1) 2014 年決算書監査指令改正および決算書監査規則制定前の選任規定

決算書監査人または監査事務所 (以下、決算書監査人等とする) の選任は、旧指令第 37 条に定めがあり、被監査事業体の株主または構成員による総会で選任されるべきこと (第 1 項)、また、別のシステムまたは手順で選任を行う場合には、被監査事業体の経営管理機関の業務執行役員または経営執行機関から、決算書監査人等の独立性を確保するよう当該システムまたは手順を定めるよう要求していた (第 2 項)。

(2) 2014 年決算書監査指令改正および決算書監査規則における選任規定

新指令は、旧指令の上記の 2 項に加えて、被監査事業体の株主または構成員の総会による選択を、特定のカテゴリーやリストの決算書監査人等に限定するような契約条項は禁止とし、そのような条項を無効とした (第 3 項)。

図表 4. 決算書監査人等の選任に関する決算書監査指令第 37 条の改正

改正前	改正後
<p>第 37 条 (決算書監査人または監査事務所の選任)</p> <p>1 決算書監査人または監査事務所は、被監査事業体の株主または構成員の総会において選任されなければならない。</p> <p>2. 加盟国は、決算書監査人または監査事務所の選任について、他の制度または方法を選択することができる。ただし、当該制度または様式が、被監査事業体の経営管理組織の執行メンバーまたは経営組織から法定監査人または監査事務所の独立性を確保することを目的として設定されている場合に限る。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 37 条 (決算書監査人又は監査事務所の選任)</p> <p>1. 変更なし</p> <p>2. 変更なし</p> <p>3. 被監査事業体の決算書監査を遂行する特定の決算書監査人または監査事務所の選任に関して、第 1 項の当該事業体の株主または構成員の総会による選択を、特定のカテゴリーまたはリストの決算書監査人または監査事務所に制限するような契約条項は、いかなるものであろうと禁じられる。そのような条項は無効とする。</p>

さらに新しく制定された決算書監査規則では、PIEs に関する決算書監査人等の選任について、追加的な要件を第 16 条で定めている。

図表 5. 決算書監査規則第 16 条 決算書監査人または監査事務所の選任

<p>第 16 条 決算書監査人または監査事務所の選任</p> <p>1. 指令 2006/43/EC 第 37 条第 1 項を適用する目的のため、公共の利害のある事業体による決算書監査人または監査事務所の選任には本条の第 2 項から第 5 項までに規定された条件を適用しなければならない。ただし、第 7 項にしたがってもよい。</p> <p>指令 2006/43/EC 第 37 条第 2 項が適用される場合、公共の利害のある事業体は、当該条項にいう別の制度または手続の利用を監督当局に報告しなければならない。この場合、本条第 2 項から第 5 項までは適用されない。</p> <p>2. 監査委員会は、決算書監査人または監査事務所の選任に対して、経営管理機関または監督機関に勧告を提出しなければならない。</p> <p>第 17 条第 1 項および第 17 条第 2 項に基づき監査契約を更新する場合を除き、勧告には正当な理由が付され、かつ、少なくとも 2 者以上の監査契約の選択肢を含まなければならない。また、監査委員会は、それらのうちから 1 者を、正当に根拠づけられた選考結果として表明しなければならない。</p> <p>勧告においては、監査委員会は、その勧告が第三者の影響を受けておらず、かつ第 6 項にいう種類の条項が課されていないことを言明しなければならない。</p>
--

3. 第 17 条第 1 項および第 17 条第 2 項に基づき監査契約を更新する場合を除き、本条第 2 項にいう監査委員会の勧告は、次の各号にしたがって被監査事業体が定めた選考手続により行うものとする。

- (a) 被監査事業体は、第 17 条第 3 項に反しない限りにおいて、いかなる決算書監査人または監査事務所に対して決算書監査の業務提供の提案の提出を募集するにあっても、いかなる拘束も受けず、入札手続の編成にあたっては、いかなる場合であっても、関連する加盟国において、公共の利害のある事業体から得た監査報酬の国内総額の 15% を下回る監査事務所が選考手続に参加することを排除してはならない。
- (b) 被監査事業体は、募集対象の決算書監査人または監査事務所宛に入札書類を作成しなければならない。この入札書類は、被監査事業体の事業および遂行されるべき決算書監査について、募集対象の決算書監査人または監査事務所が理解できるようにしなければならない。当該入札募集書類には、被監査事業体が、決算書監査人および監査事務所による提案を評価するのに用いる、透明かつ差別のない選考基準を含めなければならない。
- (c) 被監査事業体は、選考手続を決定するのにかかる拘束も受けてはならず、また、選考の過程において関心のある応札者と直接交渉を行ってもよい。
- (d) EU 法または国内法に基づき、第 20 条にいう監督当局が、決算書監査人または監査事務所に対して、特定の品質基準への準拠を求める場合には、当該品質基準は入札募集書類に含めなければならない。
- (e) 被監査事業体は、決算書監査人または監査事務所による提案について、入札募集書類の中で前もって提示している選考基準にしたがって評価しなければならない。被監査事業体は、選考手続の結論に関する報告を作成し、監査委員会の承認を受けなければならない。被監査事業体および監査委員会は、候補となっている決算書監査人または監査事務所に関するいかなる検査報告書（第 26 条第 8 項に基づき作成され、第 28 条第 d 項にしたがって監督当局により公開される）のいかなる指摘事項および結論をも検討しなければならない。
- (f) 被監査事業体は、第 20 条の監督当局に対して、その求めがあったときには、選考手続が公正に実施されたことを立証しなければならない。

監査委員会は、第 1 項の選考手続に責任を負う。

第 1 サブパラグラフ第 a 号の目的のため、第 20 条第 1 項の監督当局は、関係する決算書監査人または監査事務所のリストを公開し、毎年度更新しなければならない。監督当局は、適切に計算を行うため、決算書監査人または監査事務所が第 14 条により提供する情報を利用するものとする。

4. 指令 2003/71/EC 第 2 条第 1 項第 f 号および第 t 号に述べられた基準を満たす公共の利害のある事業体は、第 3 項の選考手続の適用を要しない。

指令 2003/71/EC 第 2 条第 1 項

(f) 「小規模または中規模企業」とは、直近の年度決算書または連結決算書において、次の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つを満たす企業をいう。すなわち、①当該会計年度中の平均従業員数が 250 人未満、②総資産額が 4 千 3 百万ユーロ未満、および③年間売上高が 5 千万ユーロ未満；

(t) 「少額時価総額の会社」とは、規制された市場に上場した会社であって、過去 3 暦年の間の年度末の時価ベースで、時価総額の平均が 1 億ユーロ未満である会社をいう

5. 被監査事業体の株主または構成員の総会における決算書監査人または監査事務所の選任の提案には、監査委員会または同等の機能を遂行する機関による第 2 項の勧告および選考結果を含めなければならない。

提案が監査委員会の選考結果と異なる時には、当該提案は、監査委員会の勧告に従わなかった理由を立証しなければならない。しかしながら、経営管理機関または監督機関により提案された決算書監査人または監査事務所が第 3 項に記述された選考手続に参加していた場合に限る。このサブパラグラフは、監査委員会の機能が経営管理機関または監督機関によって遂行されている場合には適用しない。

6. 公共の利害のある事業体の決算書監査を行うべき特定の決算書監査人または監査事務所の選任に関して、当該事業体と第三者との間において、指令 2006/43/EC の第 37 条にいう特定の Kategorie またはリストの決算書監査人または監査事務所へ、当該事業体の株主または構成員の総会による選択を制限するような契約条項は、いかなるものであっても無効である。

公共の利害のある事業体は、第 20 条の監督当局に対して、第三者がそうした契約条項を課そうとしたり、あるいは株主または構成員の総会における決算書監査人または監査事務所の選任の決定に不適切な影響を与えようとしている場合には、その旨、直接に遅滞なく通知しなければならない。

7. 加盟国は、特定の状況において、最低数の決算書監査人または監査事務所が公共の利害のある事業体により選任されるべき旨を決定し、およびその場合の各決算書監査人または監査事務所の関係を支配する条件について定めることができる。

加盟国が、当該要件を定めた場合は、欧州委員会および適切な欧州監督当局にその旨を通知しなければならない。

8. 被監査事業体が、株主または構成員が相当の影響を与えることができ、かつ、監査人の選任について勧告を与える業務を与えられている指名委員会を有する場合には、加盟国は、その指名委員会に対して、本条に規定する監査委員会の機能を遂行させ、第 2 項の勧告を株主または構成員の総会の総会に提出するように要求することができる。

このように決算書監査規則では、監査委員会は、入札手続に基づいて決算書監査人等の選任案を作成し、その選任案により経営側に決算書監査人等の選任の勧告を行うことが規定されている。

旧指令において、監査委員会は、①財務報告プロセスの監視、②会社の内部統制（可能であれば内部監査も）およびリスク管理システムの有効性の監視、③決算書および連結決算書の監査の監視、④決算書監査人または監査事務所の被監査事業体、特にこれら監査人により被監査事業体へ追加的に提供されている業務の再検査および監視を任務としていた（第 41 条第 2 項）。これに比較すると、決算書監査規則は、決算書監査人等の選任手続を相当強化している。

なお、決算書監査人等の員数（第 1 項および第 7 項）、決算書監査人等の別の選任手続（第 1 項第 2 サブパラグラフ）、指名委員会への決算書監査人等の選任手続の委譲（第 8 項）といった加盟国選択権がある。

なお、この選任手続の適用については、外部ローテーションを定めた第 17 条およびその経過措置を定めた第 41 条との関係で後述する。また、ドイツ法への適用については、その後でまとめて触れることとする。

4. 決算書監査人および監査事務所の外部ローテーション

(1) 決算書監査規則における規定

決算書監査規則によって新しく導入された外部ローテーション制度は、第 17 条に定められている（図表 6）。

図表 6. 決算書監査規則第 17 条 監査契約の期間

<p>第 17 条 監査契約の期間</p> <p>1. 公共の利害のある事業体は、少なくとも 1 年間の初度契約で、決算書監査人または監査事務所を選任しなければならない。当該契約は更新してもよい。</p> <p>特定の決算書監査人または監査事務所との初度契約、または当該決算書監査人または監査事務所との更新契約と初度契約の組み合わせ、いずれの期間も、上限である 10 年を超えてはならない。</p> <p>2. 第 1 項に関わらず、加盟国は、以下の各号を定めることができる。</p> <p>(a) 第 1 項の初度契約の期間を、1 年を超える期間とすること</p> <p>(b) 第 1 項第 2 サブパラグラフの契約の期間の上限を、10 年未満とすること。</p> <p>3. 第 1 項第 2 サブパラグラフもしくは第 2 項第 b 号の契約期間の上限の満了、または第 4 項もしくは第 6 項に準拠して伸張された契約期間の上限の満了の後には、決算書監査人または監査事務所、もしくは連合内における当該決算書監査人または監査事務所のネットワークのメンバーは、4 年間、当該公共の利害のある事業体の監査を請け負ってはならない。</p> <p>4. 第 1 項および第 2 項第 b 号にかかわらず、加盟国は、第 1 項第 2 サブパラグラフおよび第 2 項第 b 号の契約期間の上限を、以下の期間の上限まで伸張してもよい。</p> <p>(a) 20 年 決算書監査に対して公開入札手続が、第 16 条第 2 項から第 5 項までにしたがって実施され、かつ、第 1 項第 2 サブパラグラフおよび第 2 項第 b 号の契約期間の上限の満了とともにそれが発効するとき</p> <p>(b) 24 年 第 1 項第 2 サブパラグラフおよび第 2 項第 b 号の契約期間の上限の満了後、2 つ以上の決算書監査人または監査事務所が同時に契約しているとき。ただし、当該決算書監査の結果として、指令 2006/43/EC の第 28 条の共同監査報告書を表示している場合に限る。</p> <p>5. 第 1 項第 2 サブパラグラフおよび第 2 項第 b 号の契約期間の上限を伸張できるのは、監査委員会の勧告により、経営管理機関または監督機関のいずれかが、国内法に準拠して、株主または構成員の総会に当該契約の更新を提案し、それが承認されたときのみとする。</p> <p>6. 第 1 項第 2 サブパラグラフおよび第 2 項第 b 号、または第 4 項の契約期間の上限の満了後、それが適切であるならば、公共の利害のある事業体は、第 20 条第 1 項の監督当局に対して、第 4 項第 a 号または第 b 号の条件が満たされる時、決算書監査人または監査法人をさらに再任するよう要求することができる。この追加の契約は 2 年を超えてはならない。</p> <p>7. 決算書監査を行う責任を負う筆頭パートナーは、その選任の日から 7 年を超えて被監査事業体の決算書監査に従事することはできない。また、この決算書監査に参加することができなくなった日から 3 年間経過するまで、被監査事業体の監査に再び従事してはならない。</p> <p>前サブパラグラフにかかわらず、加盟国は、決算書監査の実施に責任を負う筆頭パートナーについて、各々その選任の日から 7 年より早く被監査事業体の決算書監査への従事を辞めるよう要求することができる。</p> <p>決算書監査人または監査事務所は、当該決算書監査に関与する最も上級の者（少なくとも、決算書監査人として登録された者を含む）について、適切な段階的ローテーションを設定しなければならない。段階的ローテーションの仕組みは、当該契約上の監査チーム全体でなく、個人単位で、段階的に適用するものでなければならない。当該メカニズムは、決算書監査人または監査事務所の規模および活動の複雑さの観点から見て、相応でなければならない。</p> <p>決算書監査人または監査事務所は、当該メカニズムが有効に適用され、当該決算書監査人または監査事務所の規模および活動の複雑さに適合していることを、監督当局に証明しなければならない。</p>
--

8. 本条の目的のため、監査契約の期間は、同一の公共の利害のある事業体について決算書監査を継続して実施する場合に、当該決算書監査人または監査事務所の初めての選任にかかわる監査の委任契約書における最初の事業年度から起算するものとする。

本条の目的のため、監査事務所は、当該監査事務所が買収または合併した他の監査事務所を含むものとする。

決算書監査人または監査法人が、公共の利害のある事業体に対して、継続して決算書監査を実施し始めた日付が確定していない場合（例えば、監査事務所の買収、合併、または所有者構成の変化など）、当該決算書監査人または監査事務所は、確定していないことを遅滞なく監督当局に通知しなければならない。第 1 サブパラグラフの目的のため、適切な日付を最終的に決定しなければならないのは監督当局とする。

このように決算書監査人等の監査契約の期間は、原則として、最低が 1 年、最高が 10 年である（第 1 項）。他方、加盟国選択権があり、まず、最低年限の伸長と最高年限の短縮が認められている（第 2 項）。また、同様に加盟国選択権の行使により、公開入札制度または共同監査制度を導入することで、それぞれ 20 年または 24 年まで監査契約の最高年限を延長することが可能である（第 4 項）。なお、特例措置もある（第 6 項）（図表 7）。

図表 7. 決算書監査規則第 17 条による監査契約期間の規定

原則	加盟国選択権
最低年限は 1 年（第 1 項第 1 サブパラグラフ）	最低年限を 1 年超の期間に設定できる（第 2 項第 a 号）
最高年限は 10 年（第 1 項第 2 サブパラグラフ）	最高年限を 10 年未満の期間に設定できる（第 2 項第 b 号）
	監査契約期間の最高年限（10 年または 10 年未満）の例外公開入札の場合、最高年限を 20 年までの期間に設定可能（第 4 項第 a 号） 共同監査の場合、最高年限を 24 年までの期間に設定可能（第 4 項第 b 号）
特例措置 監督当局の許可を得て、最高年限（10 年または 10 年未満）、公開入札の場合の 20 年、共同監査の場合の 24 年を超えて 2 年まで再任が可能。	

決算書監査人等の選任は、前節で見たように、規則第 16 条第 2 項から第 5 項に定められた手続によって行われなければならない。ただし、このうち第 16 条第 3 項に定める入札手続は、第 17 条第 1 項第 2 サブパラグラフにいう監査契約の最高年限である 10 年を満了するまでは適用されない（第 41 条第 4 項²⁾）。したがって、同一の決算書監査人との監査契約を、この原則の最高年限に達するまでの期間で更新する場合には、入札手続は必要とされない。それ以外に入札手続が必要となる（中小規模の PIE の場合を除く。第 16 条第 4 項参照）。

原則の最高年限は、公開入札制度または共同監査制度を採用すると上記のようにそれぞれ最大 20 年と 24 年まで伸張できるが、それは、監査委員会の勧告に基づき、経営管理機関また

は監督機関のいずれかが、国内法に準拠した形で、株主または構成員の総会に当該契約の更新を提案し、それが承認されたときのみ可能となる（第5項）。

監査委員会は、これらの選考基準に責任を負う（第2サブパラグラフ）。また、上記の第a項の目的のため、監督当局は、決算書監査人等のリストを公開し、毎年更新しなければならない。監督当局は、関連する計算のため、決算書監査人等が提供する情報（決算書監査による収入、非監査業務による収入等）を利用しなければならない（第3パラグラフ）。

なお、入札手続については、中小規模のPIEsの決算書監査については適用は除外される。なお、中小規模とは、最終の決算書またはコンツェルン決算書において、(i) 当該会計年度における従業員数の平均が250人未満、(ii) 総資産額が4千3百万ユーロ未満、(iii) 年間純売上高が5千万ユーロ未満の3つの条件のうち少なくとも2つを満たすような事業体である（指令2003/71/EG第2条第1項第f号）。

(2) 外部ローテーション制度の経過規定

また、決算書監査人等のローテーション制度については、経過規定がある（図表8）。なお、決算書監査規則の発効日は2014年6月16日である。

図表8. 決算書監査規則第41条 経過規定

<p>第41条 経過規定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共の利害のある事業体に対して、本規則の発効の日において連続して20年以上、監査業務を提供していた場合には、当該公共の利害のある事業体は、2020年6月17日以降、その決算書監査人または監査事務所と監査契約を締結または更新してはならない。 2. 公共の利害のある事業体に対して、本規則の発効の日において連続して11年以上20年未満、監査業務を提供していた場合には、当該公共の利害のある事業体は、2023年6月17日以降、その決算書監査人または監査事務所と監査契約を締結または更新してはならない。 3. 第1項および第2項にかかわらず、2014年6月16日より前に締結し、2016年6月17日現在有効である監査契約は、第17条第1項第2サブパラグラフまたは第17条第b号にいう最高年限の満了まで適用可能とする。第17条第4項を適用する。 4. 第16条第3項の規定は第17条第1項第2サブパラグラフにいう期間の満了後の監査契約にのみ適用される。
--

監査契約の期間の起算は、その監査契約に関わる事業年度の日付により、監査契約の日付ではないと第17条第8項に明示されているものの、この規定については、加盟国等から質問が数多く寄せられたため、欧州委員会は、つぎのようにこの経過規定を読み替えている。すなわち、初度の監査契約における事業年度の日付によって、次のように分かれる（EC 2014）。

初度の監査契約の事業年度の日付が、

- 1994年6月16日以前の場合：公共の利害のある事業体は、2020年6月16日現在の監査事務所または決算書監査人との監査契約を更新または締結してはならない、

- 1994 年 6 月 17 日から 2003 年 6 月 16 日までの場合：公共の利害のある事業体は、2023 年 6 月 16 日現在の監査事務所または決算書監査人との監査契約を更新または締結してはならない、
- 2003 年 6 月 16 日³⁾ から 2006 年 6 月 17 日までの場合：公共の利害のある事業体は、2016 年 6 月 16 日、すなわち本規則の適用の日までに監査事務所または決算書監査人を変更しなければならない、

となっている。

5. ドイツにおける決算書監査人等の選任とローテーション

(1) ドイツにおける PIEs の決算書監査人等の選任と外部ローテーション制度

上記のように、EU における監査契約の年限は、上限に限って言えば、原則は 10 年で、加盟国選択権の行使によりこの年限は短縮可能、また、同様にこの原則の最高年限は、公開入札制度を採用するのであれば 20 年まで、共同監査制度を採用するのであれば 24 年まで加盟国選択権の行使により伸張させることができる。さらに競争入札制度または共同監査制度を採用している場合、監督当局の許可があれば特例措置としてさらに 2 年の延長が可能である。

ドイツでは、商法典第 318 条第 1a 項において、連続した 11 会計年度目にそれまでの決算書監査人等の監査業務が行われるまでに、新規則第 16 条第 2 項から第 5 項が定める決算書監査人等の選任手続（後述）が行われるのであれば 20 年まで（第 1 文）、また、同じく連続する 11 会計年度目に複数の決算書監査人等が共同で選任されている場合には、監査契約の最高年限は、24 年まで伸張することができるとしており、公開入札制度と共同監査制度による監査契約期間の伸張を可能としている。なお、これ以外は、新規則の原則に従い、最高年限 10 年（最高年限の短縮は採用していないため）ということになる。

図表 9. 決算書監査人の選任に関する商法典（HGB）の改正

改正前	改正後
<p>第 318 条（決算書監査人の選任と解任）</p> <p>(1) ①年度決算書の決算書監査人は社員らにより選出される。コンツェルン決算書の決算書監査人を選ぶのは親企業の社員らである。②有限会社並びに第 264a 条の意味における合名会社及び合資会社においては、会社契約により異なる定めをすることができる。③決算書監査人は、当該監査人が監査活動をすべき事業年度の満了前に選出されなければならない。④その監査役会につき権限を有する法律上の代表者は、選任の後、遅滞なく監査委託をしなければならない。⑤監査託は、第 3 項に基づき他の監査人が選任された場合にのみ解除することができる。</p>	<p>(1) 変更なし</p>

(1a) 新設	(1a) ①規則 (EU) No.537/2014 第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を満たして決算書監査人または決算書監査人会社の選択及び提案手続が行われた後、決算書監査人の監査業務が連続する 11 会計年度目に伸張する場合、規則 (EU) No.537/2014 第 17 条第 1 項第 2 サブパラグラフにいう監査契約の最高年限は、20 年まで伸張する。②第 1 文にいう第 11 番目の会計年度に、複数の経済監査士または経済監査会社が共同の決算書監査人として選任されたときは、規則 (EU) No.537/2014 の第 17 条 (1) の第 2 文にいう監査契約の最高年限を 24 年まで伸長する。
(1b) 新設	(1b) 第 1 項にいう選択を、特定の監査人または監査会社のカテゴリーやリストに限定するような契約は無効とする。

また、ドイツにおいては、この第 318 条第 1a 項の規定は、信用機関および保険企業には適用されない（第 340k 条第 1 項第 1 文、第 341k 条第 1 項第 1 文）。したがって、ドイツにおいては、PIEs のうち、信用機関と保険会社は、特に法令をもって最高年限の短縮をしていないため、最高年限は 10 年となる。

図表 10. 信用機関と保険企業の決算書監査に関する商法典（HGB）の改正

改正前	改正後
<p>第 340k 条 (1) ①信用機関は、その規模にかかわらず、その年度決算書及び状況報告書並びにそのコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書を、信用制度法第 28 条及び第 29 条の規定にかかわらず、監査に関する第 2 章第 3 節の規定に基づいて監査させなければならない。第 319 条第 1 項第 2 文は適用されない。②監査は、決算基準日に続く事業年度の 5 か月満了の前に行われなければならない。③年度決算書は、決算の後、遅滞なく確定されなければならない。④（新設）</p>	<p>第 340k 条 (1) ①信用機関は、その規模にかかわらず、その年度決算書及び状況報告書並びにそのコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書を、信用制度法第 28 条及び第 29 条の規定にかかわらず、監査に関する第 2 章第 3 節の規定に基づいて監査させなければならない。第 318 条第 1a 項および第 319 条第 1 項第 2 文は適用されない。②監査は決算基準日に続く事業年度の 5 か月満了の前に行われなければならない。④信用制度法第 1 条第 3d 項第 1 文の意味での CRR- 信用機関については、信用制度法第 2 条第 1 号及び第 2 号にいう機関を除き、規則 (EU) Nr.537/2014 が適用されていない場合には、第 2 章第 3 節の規定が適用されなければならない。</p>
<p>第 341k 条 (1) ①保険企業は、その規模にかかわらず、その年度決算書及び状況報告書並びにそのコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書を、信用制度法第 28 条及び第 29 条の規定にかかわらず、監査に関する第 2 章第 3 節の規定に基づいて監査させなければならない。②第 319 条第 1 項第 2 文は適用されない。③監査が行われない場合、年度決算書は、確定されない。④（新設）</p>	<p>第 341k 条 (1) ①保険企業は、その規模にかかわらず、その年度決算書及び状況報告書並びにそのコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書を、信用制度法第 28 条及び第 29 条の規定にかかわらず、監査に関する第 2 章第 3 節の規定に基づいて監査させなければならない。②第 318 条第 1a 項及び第 319 条第 1 項第 2 文は適用されない。③監査が行われない場合、年度決算書は、確定されない。④指令 91/674/EWG 第 2 条第 1 項の意味における保険企業については、規則 (EU) Nr.537/2014 が適用されていない場合には、第 2 章第 3 節の規定が適用されなければならない。</p>

(2) 外部ローテーション制度の経過規定

基本的に経過措置は、決算書監査規則第 41 条に従うことになる。もっとも、第 41 条の経過規定では、第 3 項の規定によれば、2016 年 6 月 16 日現在有効である監査契約が、仮に 2006 年 6 月 17 日から 2016 年 6 月 16 日までの 10 年間であれば、原則は 2016 年 6 月 17 日から別の監査人に交代しなければならない。この場合、入札で 20 年、共同監査で 24 年まで延長できる。このことは、2006 年 6 月 18 日以降 10 年間契約している場合に当てはまる。

では、2006 年 6 月 16 日以前が初度契約の開始の場合どうか。もしも初度契約の開始が 2003 年 6 月 16 日以前であれば、第 41 条第 1 項または第 2 項の適用を受けるため、入札または共同監査による延長の適用はない。他方、2003 年 6 月 17 日以降 2006 年 6 月 16 日までに初度契約が開始されたものについては、2016 年 6 月 17 日現在有効となることはできないため、確かに 6 月 17 日以降は別の監査人または監査事務所との締結が必要となるが、それでは、そのような 2003 年 6 月 17 日以降 2006 年 6 月 16 日までに初度契約が開始されたものについて、入札または共同監査による契約期間の延長は可能となるか。第 41 条第 3 項は、2003 年 6 月 17 日以降 2006 年 6 月 16 日までに初度契約が開始されたものについては適用がないため、入札または共同監査による延長が可能かどうかは必ずしも明確ではない。

この点、ドイツでは、特に商法典施行令 (Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuch: EGHGB) 第 79 条において、経過措置を定めている。すなわち、「12 年目または 13 年目の事業年度に関わる決算書監査人の選任が行われ、その決算書監査人の監査業務がこれらの年度に及び、かつ、2016 年 6 月 16 日より後の直近に開始する事業年度に関わる当該決算書監査人の選任が行われる場合、監査契約は、商法典第 318 条第 1a 項第 1 文にしたがって延長することができる。複数の経済監査士または経済監査会社が共同で 12 年目または 13 年目の事業年度に、決算書監査人としての監査業務を行うため、決算書監査人に選任されており、2016 年 6 月 16 日より後の直近に開始する事業年度にその共同の選任が行われる場合、監査契約は、商法典第 318 条第 1a 項第 2 文にしたがって延長することができる。」としている。

お わ り に

本稿は、EU における 2014 年の決算書監査人制度改革のうち、とくに決算書監査人の選任と外部ローテーション制度およびこれら新制度のドイツ法への導入の状況を検討した。EU においては、外部ローテーション制度の新設もさることながら、決算書監査人の選任手続について、入札制度や監査委員会による提案など、より厳格な手続が導入されている。また、これらの制度については、ドイツの場合、加盟国選択権が行使されて、入札と共同監査の両者の制度が導入されている。

なお、わが国では監査制度とくに独立性規制の厳格化という文脈で、外部ローテーション制度のみが検討されることが多いが、EUの政策当局は『インパクト・アセスメント』において、外部ローテーション制度のみでは機能せず、むしろ他の制度との組み合わせによって有効な制度となる可能性があるとしている。先行するイタリアで必ずしも成功しているとはいえない制度、また、研究上も必ずしも肯定的な結果が出ているとはいえない制度を、なぜEUは最後まで固執して採用したのか。さらに、EU会社法にあつて、指令でなく、加盟国の法令をオーバーライドする規則でなければならない理由は何だったのか。ドイツ国内においても、相当有力な批判がなされている。この点を別稿で取り上げて議論することとしたい。

<注>

- 1) 2007年に困窮状態に陥った欧米の金融機関とその財務諸表に付された監査意見との関係を調査し、そのほとんどが無限定適正意見であったこと、また、少なからず非監査業務により報酬を得ていたことは、『インパクト・アセスメント』においても取り上げられている。もっとも、これまでは、特定の会計スキヤンドルの発覚後、再発を防ぐため監査の強化が図られることが多かったが、このEUの監査制度改革のように、明示的な会計スキヤンドルもない中で、このような史上まれに見る監査制度の強化が行われたのは、不思議な現象である。
- 2) 第41条第4項は、「第16条第3項の規定は第17条第1項第2サブパラグラフにいう期間の満了後の監査契約にのみ適用される」としており、第2項第b号には言及していない。例えば、第17条第3項のように、明確に「第17条第1項第2サブパラグラフまたは第2項第b号」としているわけではないので、加盟国選択権の行使によって短縮されていたとしても、その短縮された最高年限でなく、10年が適用されるということでもよいだろうか。そうすると、例えば最高年限を9年（イタリアのケース）としている場合、10年目の新規の監査契約について第16条第3項の入札手続は必要ないと考えてよいか、不明である。また、第16条第3項の適用除外は、10年の満了前の監査契約までであるが、第17条第1項は、特定の監査人の初度契約のみ、または初度契約と更新を併せて10年までという規定であるので、満了前に他の決算書監査人等に交代する場合、入札が必要となる。もっとも、外部ローテーションの意義を考えると、10年以下の比較的短い期間で交代するのであれば、入札を不要とした方がよいとも考えられる。
- 3) 2003年6月17日と考えられるが、そのまま原文の日付を引用している。

<参考文献>

(1) 国内

金融庁（2017）『監査法人のローテーション制度に関する調査報告 第一次報告 平成29年7月20日』

法務省大臣官房司法法制部（2016）『法務資料 第465号 ドイツ商法典（第1編～第4編）』

(2) 海外

European Commission (2010), *GREEN PAPER, Audit Policy: Lessons from the Crisis*, COM (2010) 561 final, 13.10.2010.

European Commission (2011a), *SUMMARY OF RESPONSES, GREEN PAPER, Audit Policy: Lessons from the Crisis*, 4.2.2011.

European Commission (2011b), *Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts*, COM/2011/0778 final, 30.11.2011.

European Commission (2011c), *Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2006/43/EC on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities*, COM/2011/0779 final, 30.11.2011.

European Commission (2011d), Commission Staff Working Paper, *IMPACT ASSESSMENT, Accompanying the document, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts and a Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2006/43/EC on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities*, COM (2011)779 final, 30.11.2011.

European Commission (2014), *Mandatory Rotation of Statutory Auditors and Audit Firms & Transitional Provisions* (markt.ddg2.f.4/MR/mm (2014) 2946800), p.2.

Legislative References

Statutory Audit Directive: DIRECTIVE 2014/56/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, OJ L 158, 27.5.2014, p.196.

Statutory Audit Regulation: REGULATION (EU) No 537/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities and repealing Commission Decision 2005/909/EC, OJ L 158, 27.5.2014, p.77.

(3) その他

ドイツ商法典等, ドイツ法の現行法および過去の改正について, <https://dejure.org> を参照している。

(付記) 本研究は, 2018 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (JSPS 科研費 16H03685, 研究代表者 林隆敏 関西学院大学教授) の助成を受けたものである。

The Reform on Statutory Audits in the European Union and Germany

Hiroshi Taki *

Abstract

The European Union had experienced the financial crisis since 2008 and have adopted various measures to strengthen financial audits for public-interest entities in order to restore public confidence in the financial market: amendments to the Statutory Audit Directive (Directive 2014/56/EU) and newly established Statutory Audit Regulation (REGULATION (EU) No 537/2014). This new Regulation includes mandatory external rotation of firms, in which the Financial Services Agency (Japan) has had much interest since the major accounting scandal in 2015.

In spite of much debate on the external rotation of audit firms here in Japan, little attention had been paid on other mechanisms that the EU had employed to enhance the independence of auditors. As the European Commission admitted in its Impact Assessment, external rotation of audit firms would be effective when combined with other measures. This article confirms those provisions with regard to the appointment of auditors (mandatory bidding and recommendation by audit committees) as well as the external rotation of audit firms. And it took Germany as an example of how those measures, especially the options given to the member states, were transplanted into national laws.

Keywords:

Financial audits, Statutory Audit Directive, Statutory Audit Regulation, Mandatory rotation of audit firms

* Professor, Faculty of Business Administration, Ritsumeikan University

